



国土交通省近畿地方整備局

Kinki Regional Development Bureau

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所	配 布 日 時	平成 29 年 7 月 10 日 14 時 00 分
資料配布		(大阪府立環境農林水産総合研究所 同時発表)

件 名	天然記念物“イタセンバラ” 調査開始以来 最多! ～淀川での野生復帰の取り組み～
-----	---

概 要	<p>○淀川河川事務所では、淀川水系で野生絶滅に近い状態に陥っているイタセンバラ(国指定の天然記念物、国内希少野生動植物種)の野生での定着を目指し、大阪府立環境農林水産総合研究所と共同で取り組んでおり、今年度もイタセンバラの稚魚の確認調査を行いました。</p> <p>○城北地区で、8,888 個体(対前年 15.4 倍、平成 6 年の調査開始以来最多)のイタセンバラの稚魚を確認しました。 これらは、平成 25 年 10 月に放流してから毎年繁殖を繰り返した結果誕生した第五世代目と考えられます。</p> <p>記者説明会を開催します</p> <p>○学識経験者等で構成される淀川イタセンバラ検討会から今回の調査結果の説明を行います。</p> <p>・開催場所:近畿地方整備局 第1別館 3階 304会議室 (住所 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎内)</p> <p>・開催日時:平成 29 年 7 月 12 日(水)15:00 より</p> <p><u>パトロールについて</u></p> <p>○平成 29 年 7 月 15 日(土)に実施する「淀川わんどクリーン大作戦」に合わせて、密漁対策として大阪府警旭警察署の協力のもと「城北わんどイタセンバラ協議会」(事務局:環境省近畿地方環境事務所)がパトロールを実施します。</p>
-----	---

取扱い	テレビ・ラジオ: 平成 29 年 7 月 12 日 15 時以降 新聞 : 平成 29 年 7 月 13 日 朝刊以降
-----	--

配布場所	近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、 (大阪府政記者会へ大阪府立環境農林水産総合研究所より同時資料提供)
------	--

問合せ先	国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所 副所長 白波瀬 卓哉(しらはせ たくや) 電話 072-843-2861 地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所 水生生物センター 主幹研究員 上原 一彦(うえはら かずひこ) 電話 072-833-2770
------	---

天然記念物“イタセンパラ” 調査開始以来 最多！ ～淀川での野生復帰の取り組み～

平成 29 年 7 月 12 日

1. 平成 29 年 淀川におけるイタセンパラ稚魚の確認結果概要

淀川におけるイタセンパラ野生復帰の取り組みの一貫として、平成29年も昨年に引き続きイタセンパラを含むタナゴ類の稚魚確認調査を行いました。

結果、城北ワンドでは、平成6年の調査開始以来最多となる8,888個体のイタセンパラの稚魚が確認されました。今回確認されたイタセンパラの稚魚は、平成25年10月に放流した成魚の第五世代となります。

さらに、本地区においては、放流したワンド以外でもイタセンパラの稚魚が複数確認され、生息水域の拡大を確認しました。

なお、城北ワンド以外ではイタセンパラの稚魚は確認できませんでした。

2. 淀川における野生復帰のこれまでの取り組み

近畿地方整備局淀川河川事務所と大阪府立環境農林水産総合研究所では平成20年度より共同で、淀川水系で野生絶滅に近い状態に陥っているイタセンパラ（国指定の天然記念物、国内希少野生動植物種）の野生での定着を目指しています。

淀川河川事務所では、平成20年3月にワンド倍増計画を発表し、イタセンパラを淀川中下流域の環境再生の代表的な目標種とし、イタセンパラをはじめとする多様な生物の生息環境の大幅な増大を図ることを目的として、ワンドの造成、モニタリング調査を実施しています。

大阪府立環境農林水産総合研究所では、イタセンパラの生息環境が回復した場所で放流（再導入）するため、イタセンパラの保護増殖を行っています。

城北ワンドでは、「淀川水系イタセンパラ保全市民ネットワーク」（イタセンネット）をはじめとする地域の皆様と一体となり外来魚駆除を実施しています。

また、昨年度から「城北わんどイタセンパラ協議会」（事務局：環境省近畿地方環境事務所）が中心となって、イタセンパラの産卵母貝等を捕食するヌートリア（特定外来生物）の試行的捕獲・防除を実施しています。

なお、淀川ではこれまでに城北ワンドで平成25年に、場所を公表せずに放流した別の地区のワンドで平成21年、23年の2回、イタセンパラ成魚の放流（再導入）を実施しています。

3. 城北地区におけるイタセンパラ稚魚の確認調査結果

平成 29 年の稚魚確認調査で、8,888 個体のイタセンパラ稚魚を確認しました。

今回確認された稚魚は、平成 25 年 10 月に放流してから毎年繁殖を繰り返した結果誕生した第五世代目の個体と考えられます。また、周辺のワンドでも稚魚を確認しており、放流したワンド以外でも 3 年続けて繁殖している可能性があることがわかりました。

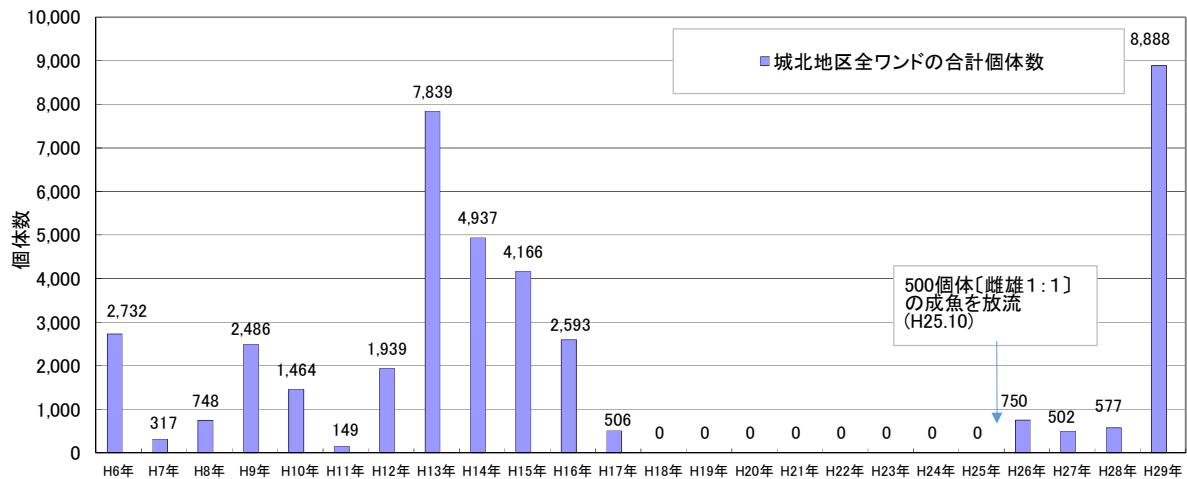


図 1 城北地区におけるイタセンパラ稚魚の確認個体数の変遷

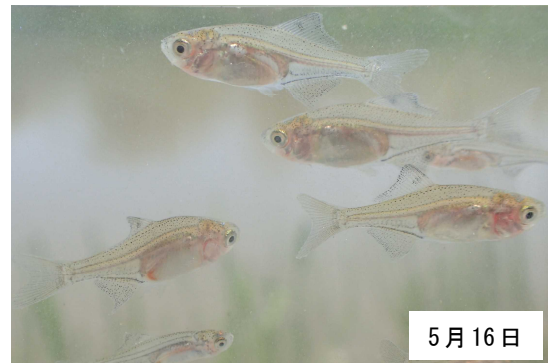
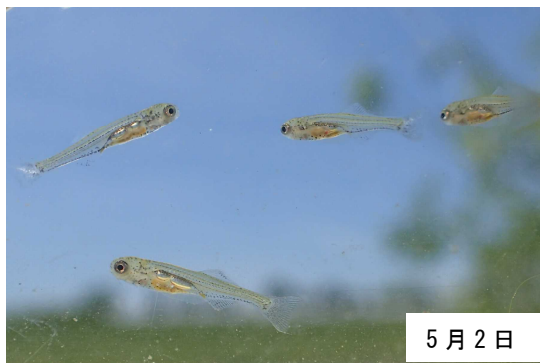


写真 1 城北地区で確認されたイタセンパラ稚魚（平成 29 年撮影）

○平成 25 年 10 月に放流したワンドの位置

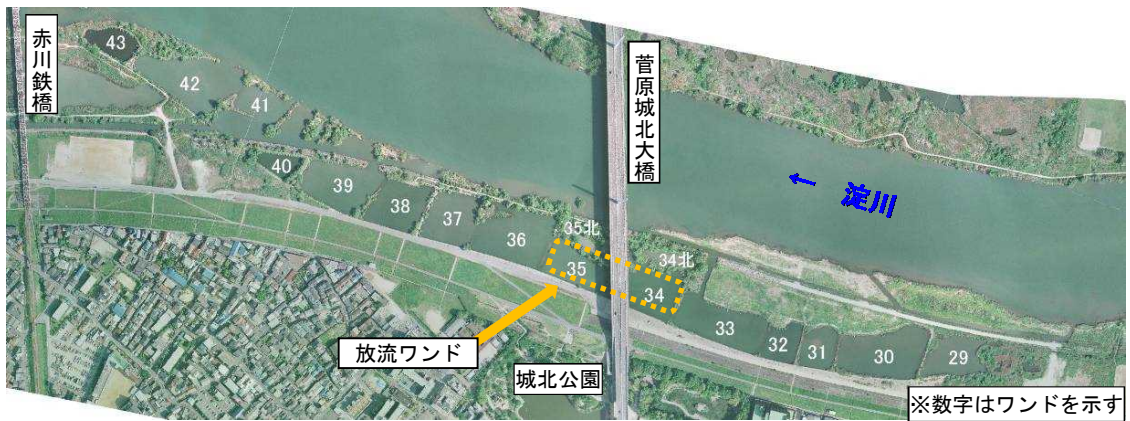
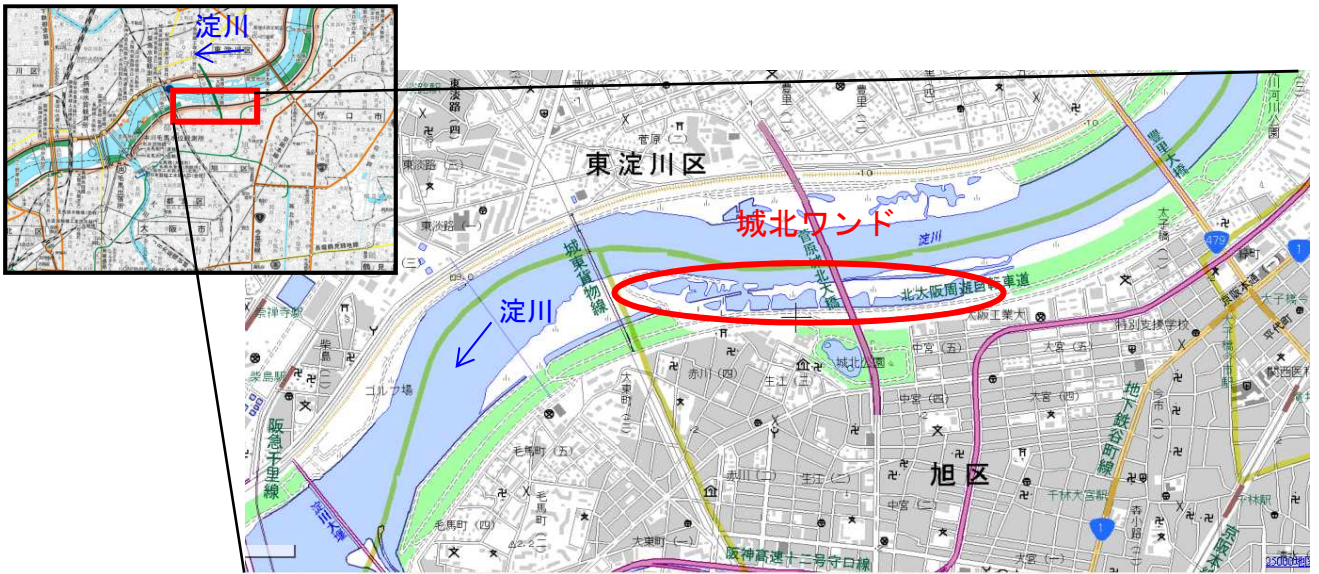



図2 位置図及び航空写真

 H25年10月にイタセンバラ成魚を放流したワンド

4. 城北地区以外におけるイタセンパラ稚魚の確認調査結果

平成 29 年の稚魚確認調査では、イタセンパラ稚魚は確認できていません。

5. イタセンパラの野生復帰対策における目標の達成状況

淀川におけるイタセンパラの野生復帰対策では、目標および指標を定めています。
(表 1)

城北地区においては、平成 29 年度の稚魚確認調査で第五世代目のイタセンパラ稚魚が確認され、放流した個体数より大きく上回る個体数が確認されましたので、Step3 の「野生の個体群が大きくなること」という目標を今年度初めて達成したことになります。

表 1 淀川におけるイタセンパラの野生復帰対策の目標と指標

Step	目 標	指 標	達成度	
1-a	再導入した成魚が野生で繁殖すること	再導入した成魚が野生で繁殖した結果、翌春（貝から泳出した）稚魚が出現すること		
1-b	稚魚が成魚まで成長し、生活史を全うすること	第二世代の成魚が確認されること		H26 達成
2	第二世代以降の成魚が毎年繁殖すること	毎年稚魚が出現すること		H27 H28
3	野生の個体群が大きくなること	稚魚の生息数が増加すること		H29
4	淀川の広い範囲にわたって生息水域が再生されること	淀川の広い範囲において十分な数の生息水域が確認されること		

出典：イタセンパラの野生復帰に向けた淀川本川河道の自然再生短中期プラン

6. 密漁対策

イタセンパラが多数確認されたことにより、密漁対策が必要となります。そのため、平成 29 年 7 月 15 日（土）には、地元の大阪府警旭警察署の協力を得ながら、「淀川わんどクリーン大作戦」において、パトロールを実施する予定です。

今後も、密漁対策として、「城北わんどイタセンパラ協議会」（事務局：環境省近畿環境事務所）による定期的なパトロールを実施していきます。

※イタセンパラは、天然記念物、国内希少野生動植物種に指定されています。

許可を受けずに捕獲等を行った場合、「文化財保護法」、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」に抵触することから、罰則の対象となります。

7. 今後の取り組み

今後も、淀川のワンドにおいてモニタリングを続け、その結果から必要に応じて、ワンド環境の改善、外来生物の駆除や密漁対策を継続的に実施して参ります。そして、表 1 の淀川のイタセンパラ野生復帰対策の目標 Step3 に掲げる「野生の個体群が大き

くなること」の継続と、Step4 の「淀川の広い範囲にわたって生息水域が再生されること」を実現すべく、イタセンパラの生息環境や産卵環境の保全と再生に向けてさらに取り組んで参ります。

○淀川イタセンパラ検討会 メンバー

(委員)

座長 小川 力也 大阪府立富田林高等学校 教諭

委員 綾 史郎 大阪工業大学工学部 特任教授

委員 上原 一彦 大阪府立環境農林水産総合研究所 水生生物センター 主幹研究員

委員 河合 典彦 大阪市立新豊崎中学校 教諭

委員 竹林 洋史 京都大学防災研究所 准教授

委員 竹門 康弘 京都大学防災研究所 准教授

委員 東出 成記 淀川河川事務所 所長

(オブザーバー)

環境省近畿地方環境事務所

京都府環境部

大阪府教育委員会、大阪府環境農林水産部

大阪市教育委員会

(地域オブザーバー)

大阪市旭区

〈事務局 国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所〉

【参考資料】

(1) 淀川水系イタセンパラ保全市民ネットワークによる外来魚駆除の様子



地曳網による外来魚捕獲①(平成 29 年 7 月 1 日)



地曳網による外来魚捕獲②(平成 29 年 7 月 1 日)



地曳網による外来魚捕獲③(平成 29 年 7 月 1 日)



地曳網による外来魚捕獲④(平成 29 年 7 月 1 日)

(2) 稚魚から成長したイタセンパラ (7 月 1 日の外来魚駆除活動時の地曳網に入った個体)



イタセンパラ① 全長 6cm 程度
(平成 29 年 7 月 1 日)



イタセンパラ② 全長 6cm 程度
(平成 29 年 7 月 1 日)

以上